介護医療院管理者誓約書

　この申請に係る介護医療院の管理者の承認を受けた後は、横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年３月横浜市条例第23号）第27条の規定に従い、運営に関する基準を遵守し、当該施設の管理者の責務を適正に果たすことを誓います。

　　年　　月　　日

事業者名（開設法人名）

施設名

管理者氏名

【横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年３月横浜市条例第23号）】

（管理者の責務）

**第27条** 　介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章（※）の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3　介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

* 第４章　運営に関する基準（横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の第７条から第42条まで）を指します。また、ユニット型介護医療院においては第５章第３節（第４６条から第５４条まで）を指します。

指定短期入所療養介護事業所管理者誓約書

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）１８６条の規定に従い、運営に関する基準を遵守し、当該指定事業所の管理者の責務を適正に果たすことを誓います。

　　年　　月　　日

事業者名（開設法人名）

事業所名

管理者氏名

【横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）】

（準用）

**第１８６条** 　第10 条から第14 条まで、第16 条、第17 条、第20 条、第22条、第27 条、第34 条、第35 条、第37 条、第38 条、第41 条、第51 条、第99条、第101条、第139条、第140条第２ 項及び第153 条から第155条までの規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34 条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第99 条第２ 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第139 条中「第151 条」とあるのは「第183 条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（管理者の責務） （注）下線部分は準用に伴う読替え

**第51条** 　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

**２** 　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者にこの節（※）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

※　第４節　運営に関する基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の第１７４条から第１８６条まで）を指します。

指定通所リハビリテーション事業所管理者誓約書

　横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）129条の規定に従い、運営に関する基準を遵守し、当該指定事業所の管理者の責務を適正に果たすことを誓います。

　　年　　月　　日

事業者名（開設法人名）

事業所名

管理者氏名

【横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）】

（管理者の代行等）

**第129条** 　指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

２　　通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節（※）の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

※　第４節　運営に関する基準（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の第126条から第133条まで）を指します。

指定介護予防短期入所療養介護事業所管理者誓約書

　横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）第164条の規定に従い、運営に関する基準を遵守し、当該指定事業所の管理者の責務を適正に果たすことを誓います。

　　年　　月　　日

事業者名（開設法人名）

事業所名

管理者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）】

（準用）

**第１６４条**　第10 条から第14条まで、第16 条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31 条、第32条、第34 条、第35 条、第38条、第49条、第94条、第96条、第121条、第122 条第２項及び第128条から第130条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31 条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第94 条第２項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121 条中「第126 条」とあるのは「第161 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（管理者の責務） （注）下線部分は準用に伴う読替え

**第４９条** 　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、当該介護予防短期入所療養介護事業所の従業者にこの節及び次節（※）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

※　　第４節　運営に関する基準　及び　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の第１５８条から第１７１条まで）を指します。

指定介護予防通所リハビリテーション事業所管理者誓約書

　横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）第107条の規定に従い、運営に関する基準を遵守し、当該指定事業所の管理者の責務を適正に果たすことを誓います。

　　年　　月　　日

事業者名（開設法人名）

事業所名

管理者氏名

【横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）】

（管理者等の代行等）

**第１０７条**　　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

２　　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節（※）の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

※　 第４節　運営に関する基準　及び　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の第１０７条から第１１５条まで）を指します。